

熊本県における専攻医数維持に係る要望書

熊本大学病院長・地域医療支援機構理事長
谷原秀信 殿

ご多用中、誠に恐れ入ります。

さて、令和元年5月14日に開催されました、医道審議会・医師分科会の「医師専門研修部会」において日本専門医機構作成のシーリング案が概ね了承され、熊本県においても内科、皮膚科、精神科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、整形外科といった複数の診療科に対して、2020年度の専攻医採用からシーリングが実施される状況になりました。本案の運用を来年度の専攻医の受け入れから開始する、という準備期間もない、かなり性急な話に、対象とされた診療科では戸惑いを隠しきれません。このことに対する激変緩和策としていくつかの案が示されていますが、いずれにしても本案は2024年度の目標医師数を基準としているため、この状況が来年度以降も継続され、再来年度以降は目標数達成に向け、熊本県で採用可能な専攻医の数がさらに厳しく制限される可能性が濃厚であり、厳しい専攻医の受け入れ制限が継続運用されることで、県内の医師確保に重大な支障をきたすことは必至な状況でとなっております。

しかし、本案で熊本県において医師が過剰であると評価された全ての診療科において医師が過剰であるとの認識は皆無であり、むしろ極めて不足している、というのが現場での実感です。実際、熊本大学病院と熊本県とで地域連携ネットワークを運用し、なんとか地域医療を担う医師を確保しているのが現状です。医師数に関するこの中央での評価と地方での現実の乖離のもっとも根本的な要因は、厚生労働省が必要医師数の算出にあたって基準としている医師数に診療所医も含まれることであると考えられます。実際には県内で地域の主に急性期医療を担う勤務医数が不足している実態が反映されておらず、むしろ過剰と評価され、シーリングをかけられることにより、それがさらに減少することが不可避である点が重大な問題と考えております。シーリングの継続的な運用により、県内の医療過疎地域の医療を担う勤務医の確保に深刻な影響が生じることが懸念され、実際に運用されますと、シーリング該当分の医師数が減少してしまい、ただでさえ不足している勤務医数がさらに減少することになり、県内の病院へのしわ寄せが必発です。その結果、現在の熊本県の医療レベルの維持・継続や、県主導で実施されております地域連携ネットワークの継続も困難となり、地域医療に多大な混乱を引き起こすことが考えられます。他にも、以下のような事態も起こり得るのではないかと、憂慮しております。

・ 公的医療機関への勤務医の派遣が減少 医療機関の機能が疲弊 勤務医の過労による退職 複数の医療機関での廃科

・ 救急・手術治療等を受けられない患者数の増大

つまり、シーリングは、そもそも働き方改革の一環として都道府県間の医師の偏在を解消し、医師過少地域の医師の長時間勤務の是正が目標でしたが、シーリングをかける結果、熊本県においては、不足している勤務医師数のさらなる減少から勤務医の勤務時間が延長することになり、そのことによる過労、疲弊、退職、残った勤務医への負担増、といった悪循環を招き、地域医療にも深刻な影響を招くリスクがあると考えられます。

今回、熊本県は最も大きな削減を受ける都道府県の1つとなっております。つきましては、是非、県内の医療の司令塔である熊本大学病院におかれましても、本問題点を十分にご理解

頂き、少なくとも熊本県と熊本大学病院が地域医療を担う勤務医師数が不足していると認識されている診療科におきましては、シーリングの対象から外していただくことにつきまして、大学病院長・地域医療支援機構理事長として、熊本県に対して働きかけを頂きますよう、何卒ご力添えの程お願い申し上げます。

令和元年5月30日

熊本大学病院呼吸器内科	坂上 拓郎
熊本大学病院血液内科	松岡 雅雄
熊本大学病院腎臓内科	向山 政志
熊本大学病院糖尿病・代謝・内分泌内科	荒木 栄一
熊本大学病院循環器内科	辻田 賢一
熊本大学病院消化器内科	田中 基彦
熊本大学病院皮膚科	尹 浩信
熊本大学病院神経精神科	竹林 実
熊本大学病院泌尿科	神波 大己
熊本大学病院画像診断・治療科	山下 康行
熊本大学病院神経精神科	大屋 夏生
熊本大学病院麻酔科	山本 達郎
熊本大学病院整形外科	宮本 健史

令和元年 6 月 13 日

熊本県 蒲島郁夫 知事

熊本大学病院長
熊本県地域医療支援機構理事長
谷原 秀信
「公印省略」

熊本県における医師確保と地域医療に関する要望書

蒲島知事におかれましては、日頃より、熊本大学病院の活動に多大なるご支援とご理解を頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、熊本県においては、熊本県民の健康と福祉を維持するために、平成 31 年(令和元年)度、熊本県地域医療連携ネットワークが構築されました。熊本県を中心として、熊本大学病院、熊本県医師会、そして地域医療拠点病院とその連携医療機関が一体となって、「オール熊本」の体制で熊本の地域医療を支えるための重要な事業と考えております。その司令塔となる熊本県地域医療支援機構は、県内における医師の地域偏在を解消するために、熊本県によって、大学病院内に設置されたものです。

令和元年 5 月に開催された医道審議会・医師分科会の「医師専門研修部会」において、都道府県ごとに各診療科の上限(シーリング)を課すルールが決められました。熊本県においては、内科、皮膚科、精神科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、整形外科がシーリングの対象とされております。ところが、これらの診療科には、地域医療支援機構に対して、地域医療拠点病院やその連携医療機関から、医師派遣を要請されている診療科が多く含まれます。また熊本市内に医師・医療機関が集中する一方で、山間部や沿岸部の過疎化が進行し、人口と医療の地域偏在が問題となる本県の地域医療の特性があります。さらに、へき地医療を含む地域医療拠点病院では、医師の高齢化が進んでおり、今後、さらなる地域医療格差が拡大していくことが想定されております。そのような事情の下、大学医局講座が、地域病院へ若手医師を派遣することで、県内全体の医師配置のリバランス機能を司っており、今回の熊本県地域医療連携ネットワークは、そのリバランス機能をさらに強化し、医師の地域偏在を解消するための重要な事業です。

今回、都道府県ごとの地域医療の事情を鑑みることなく、性急に専攻医数を制限しようとするシーリング案は、かつての卒後研修制度改変によって、地域から医師を引き上げるような事態に陥った危機的状況を再現しかねません。それは地域医療支援機構が取り組んできた役割を大きく毀損し、端緒についたばかりの地域医療連携ネットワークを破綻させかねません。特に、過去実績と人口動態を慮った今回のシーリングに関するルールでは、地方の都道府県における医師不足をさらに加速させることで、地方の過疎化を誘導する負のスパイラルを惹起しかねません。今回、熊本県を含めた九州地区の各県は、大きな影響を受けることが想定されております。知事におかれましては、地域医療の事情を考慮し、県の裁量を最大限に認めていただき、地域医療の混乱を生じさせないように、厚生労働省へ働きかけて頂きますよう、強くお願いする次第です。

令和元年 6 月 13 日

熊本県地域医療対策協議会 御中

熊本大学病院長
熊本県地域医療支援機構理事長
谷原 秀 信
「公印省略」

熊本県における医師確保と地域医療に関する要望書

熊本県においては、熊本県民の健康と福祉を維持するために、平成 31 年（令和元年）度、熊本県地域医療連携ネットワークが構築されました。熊本県を中心として、熊本大学病院、熊本県医師会、そして地域医療拠点病院とその連携医療機関が一体となって、「オール熊本」の体制で熊本の地域医療を支えるための重要な事業と考えております。その司令塔となる熊本県地域医療支援機構は、県内における医師の地域偏在を解消するために、熊本県によって、大学病院内に設置されたものです。

さて、令和元年 5 月に開催された医道審議会・医師分科会の「医師専門研修部会」において、都道府県ごとに各診療科の上限（シーリング）を課すルールが決められました。熊本県においては、内科、皮膚科、精神科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、整形外科がシーリングの対象とされております。ところが、これらの診療科には、地域医療支援機構に対して、地域医療拠点病院やその連携医療機関から、医師派遣を要請されている診療科が多く含まれます。また熊本市内に医師・医療機関が集中する一方で、山間部や沿岸部の過疎化が進行し、人口と医療の地域偏在が問題となる本県の地域医療の特性があります。さらに、へき地医療を含む地域医療拠点病院では、医師の高齢化が進んでおり、今後、さらなる地域医療格差が拡大していくことが想定されております。そのような事情の下、大学医局講座が、地域病院へ若手医師を派遣することで、県内全体の医師配置のリバランス機能を司っており、今回の熊本県地域医療連携ネットワークは、そのリバランス機能をさらに強化し、医師の地域偏在を解消するための重要な事業です。

今回、都道府県ごとの地域医療の事情を鑑みることなく、性急に専攻医数を制限しようとするシーリング案は、かつての卒後研修制度改変によって、地域から医師を引き上げるような事態に陥った危機的状況を再現しかねません。それは地域医療支援機構が取り組んできた役割を大きく毀損し、端緒についたばかりの地域医療連携ネットワークを破綻させかねません。特に、過去実績と人口動態予想を慮った今回のシーリングに関するルールでは、地方の都道府県における医師不足をさらに加速させることで、地方の過疎化を誘導する負のスパイラルを惹起しかねません。今回、熊本県を含めた九州地区の各県は、大きな影響を受けることが想定されております。地域医療対策協議会として、地域医療の事情を考慮し、県の裁量を最大限に認めていただき、地域医療の混乱を生じさせないよう、厚生労働省へ働きかけて頂きますよう、強くお願いする次第です。